最終更新日：2019年7月5日
住友精密工業株式会社
代表取締役 社長執行役員　髙橋秀彰
問合せ先：06-6482-8811
証券コード：6355
https://www.spp.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、株主価値の拡大に取り組むとともに、経営の健全性や透明性をチェックし、確保することを通して株主や取引先より高く評価され、社会からも信頼される企業を目指しており、コーポレート・ガバナンスの実効性を十二分に確保すべく、経営上の意思決定、執行及び監督に関する内部統制、リスク管理などが適切に機能し続けるための施策を講じ、その徹底を図ることを、経営上の最重要課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　株主総会における議決権の電子行使と招集通知英訳】
当社は、議決権の電子行使を可能としておりませんが、株主からの要望も参考としつつ、手続・費用も考慮しながら実施を検討してまいります。招集通知の英訳についても実施しておりませんが、海外投資家比率も考慮しながら実施を検討してまいります。

【補充原則4-1-3　最高経営責任者等の後継者計画】
当社は、企業の持続的な成長と発展に寄与する人材を確保するため、将来の経営陣幹部となり得る執行役員、部長等の人材に対して、体系的なトレーニングの実施や、ジョブローテーションにより複数部門や関係会社の経験を積ませること、経営会議をはじめとする重要会議に出席させること等により、経営陣幹部の後継者層を計画的に育成することを実施してまいります。取締役会での報告・議論のあり方については、今後検討してまいります。

【補充原則4-2-1　経営陣の報酬】
当社の取締役の報酬は、基本報酬と賞与から成り立っており、賞与につきましては業績が一定の基準を超える場合に、業績の内容等を考慮して支給することとしており、現時点でも一定のインセンティブを付与できていると考えておりますが、中長期的な業績と連動する報酬や株式報酬については、「指名・報酬諮問委員会」にも諮りながら、当社にとって最適な導入時期や形態等の検討を引き続き進めてまいります。

【補充原則4-3-2　最高経営責任者の選任の手続き】
当社は、企業の持続的な成長と発展に寄与する人材を確保するため、将来の経営陣幹部となり得る執行役員、部長等の人材に対して、体系的なトレーニングの実施や、ジョブローテーションにより複数部門や関係会社の経験を積ませること、経営会議をはじめとする重要会議に出席させること等により、経営陣幹部の後継者層を計画的に育成することを実施してまいります。取締役会での報告・議論のあり方については、今後検討してまいります。
なお、実際の最高経営責任者の選定に当たっては、社外取締役が半数を占める「指名・報酬諮問委員会」にも諮った上で、決定いたします。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、社内取締役につきましては、事業部門の規模や内容を踏まえた上で、各部門を統括するのに適切な知識・経験・能力を有する取締役にて、バランスよく構成されるよう選任することとしており、社外取締役は適切な知識・経験・能力を有する者の中から、多角的な面からの意見が可能となるよう、なるべく異なる経歴を有する者複数名を選任することとしております。この方針のもと、ジェンダーや国際性という要件に限らず、常に最適な人材を取締役候補者としており、その結果として、現時点では、国際経験豊富な取締役は選任しておりますが、女性取締役は不在となっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3　資本政策の基本方針】
当社は、株主価値を維持向上すべく、投下資本の効率性を考慮した経営に努めてまいります。
大規模な希釈化を伴う資本政策につきましては、取締役会において株主価値への影響を充分に考慮した上で合理的に判断します。
また、株主還元方針としては、現在の当社の事業局面を考慮し、配当につきましては安定配当を旨とし、自社株購入につきましては現時点では実施の検討は行っておりません。

【原則1-4　政策保有株式】
当社の主力事業分野である航空機事業が、機体の開発から就航に至るまでの初期段階、また就航後も退役に至るまでの補修等、非常に長期にわたる関わりを要するビジネスであるのをはじめとして、当社の手掛ける事業はいずれも長期的な取組みが必要であり、長期的なパートナーの存在は不可欠と考えています。
この点を考慮し、当社の中長期的な企業価値の向上を目的に、いわゆる政策保有株式を保有しております。当社は、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに縮減していく基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、保有による便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を個別具体的に精査、検証しております。2019年6月開催の取締役会において定量面・定性面からの検証を実施した結果、保有する全ての銘柄について一定の保有合理性があることを確認しました。ただし、市場の変動や社内体制の変化により、その取扱いは必要に応じて適宜見直してまいります。
また、政策保有株式にかかる議決権行使につきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ、慎重に判断します。

【原則1-7　関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間で会社法に定める利益相反のおそれのある取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規則に定めております。このほか、主要株主との取引も第三者との取引と同様に、権限規程に基づき、社内承認手続きを実施することとしております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金の積立金の管理および運用に関して、社外の資産管理運用機関等と契約を締結し、合同口運用を行っております。
当社は、資産の運用基本方針等を策定し、その方針に従って資産の運用を委託しています。
また、これらの外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、企業年金の資産運用に精通した部署が業務を担当しております。また運用担当部署では、年金運用セミナーへの適宜の出席などを通じて、必要な業務知識の習得に努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】
当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示が不可欠と認識しております。こうした認識のもと、法令に基づく開示を適切に行うとともに、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される任意の情報について、当社ホームページやアニュアルレポート等において積極的な開示を行っております。
(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画
当社は、企業理念を定め、ホームページやアニュアルレポートなどに掲載しております。また、中期経営計画等を策定し、IR説明会で説明するとともに、ホームページ、アニュアルレポート、株主宛報告書等に掲載しております。
企業理念：https://www.spp.co.jp/corporate/philosophy/index.html
中期経営計画：https://www.spp.co.jp/ir/vision/index.html
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」につきましては、本報告書の「1.1「基本的な考え方」に記載していますので、そちらをご参照ください。
(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬につきましては、基本報酬と賞与から成り立っております。取締役の基本報酬につきましては、業界あるいは同規模の他企業水準も勘案の上、株主総会でその総額の上限を決定しており、その範囲内で各取締役の職位に基づき決定しております。賞与につきましては、業績が一定の基準を超える場合に支給することとしており、支給する場合は総額を株主総会で決定しております。
(4) 取締役等の選任・指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補につきましては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施できること、ならびに人望があり、法令及び企業倫理の順守に徹する見識を有することなどを総合的に勘案して社長が提案し、社外取締役が半数を占める任意の「指名・報酬諮問委員会」に諮った上で、取締役会の決議にて指名することとしております。
監査役候補につきましては、常に独立の立場と公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動できること、常に自己研鑽に努めることができることなどを総合的に勘案し、社長が監査役会の同意も得た上で提案し、取締役会の決議にて指名することとしております。
経営陣幹部の解任の方針と手続きについて、取締役が、重大な法令・定款違反をした場合、職務懈怠により著しく企業価値を毀損させた場合、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、社外取締役が半数を占める「指名・報酬諮問委員会」に諮った上で、取締役会にて決議し、当該取締役の解任議案を株主総会に付議することとしています。
(5) 取締役等の個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の指名につきましては、個々の指名理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】
当社は、法令・定款において定められている事項、その他経営上の重要な事項につき、取締役会として決議すべき事項として、「取締役会規則」に定めております。それ以外の業務執行の決定につきましては、「事務章程」「役員統轄業務分担」により担当を定め、各執行役員に委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】
当社は、社外取締役の独立性判断基準として以下を定めております。
(1) 当社グループの業務執行者(業務執行取締役・使用人)でない者
(2) 当社グループから役務提供の対価(役員報酬を除く)として、年間1,000万円を超える若しくは当該候補者または候補者の所属する団体等の年間総収入額の2%を超える金銭を得ていない者
(3) 当社の議決権の10%以上を保有する株主またはその業務執行者でない者
(4) 当社グループが当該候補者またはその所属する団体等の議決権の10%以上を保有していないこと
(5) 当社グループの販売先または仕入先であって、直近の事業年度において年間取引額が当社の連結売上高若しくは当該候補者の所属する企業等の連結売上高の2%を超える企業等の業務執行者でない者
(6) 当社グループの借入先であって、借入残高が当社の連結総資産の2%を超える金融機関等の業務執行者でない者
(7) 当社グループからの寄付が直近の3事業年度における平均で1,000万円を超えない者
(8) 配偶者または二親等以内の親族が当社グループの業務執行者でない者
(9) 過去10年間 (1) に該当しない者
過去3年間 (2) から (8) に該当しない者
(10) 相互就任関係にない場合
(11) その他当社グループとの間に重要な利害関係がない者

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社は、社内取締役につきましては、事業部門の規模や内容を踏まえた上で、各部門を統括するのに適切な知識・経験・能力を有する取締役にて、バランスよく構成されるよう選任することとしており、社外取締役につきましては適切な知識・経験・能力を有する者の中から、多角的な面からの意見が可能となるよう、なるべく異なる経歴を有する者複数名を選任することとしております。
取締役の選任は、上記方針を踏まえ、取締役候補者の選任案を作成し、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしております。

【補充原則4-11-2 役員の兼任状況】
当社は、取締役・監査役の兼任状況を、毎年、株主総会招集ご通知にて、開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、2018年度、取締役会議長である社長の主導によって、全取締役・監査役へのインタビューの実施などにより、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。
その結果、当社の取締役会においては、執行状況のモニタリングや会議運営面では一定の実効性が確保されており、構成は多様性があり適切で

あるものの、戦略や会社の方向性といった中長期的な経営課題に関する議論にはまだ不十分な点があることなどが確認されました。また、防衛省への過大請求の発覚があり、内部統制・リスク管理体制の構築・運用の監視についても課題があることが確認されました。
当社は、本評価結果を踏まえ、取締役会の実効性をより一層高めるべく、取締役会へ付議する前段階としての戦略に関する議論をより充実させるとともに、「3つのディフェンスライン」を強化するべく内部統制・リスク管理に係る体制を見直し、その運用状況の取締役会への報告頻度を増やすなど、必要な施策を適宜検討・実施してまいります。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、社内取締役・社内監査役が、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を得られるよう、就任時、外部セミナーへ出席することを推奨しており、就任後も必要な知識の習得を図るために、定期的な社内講演会や、必要に応じた役員研修会を実施することとしております。また、監査役につきましては、常勤監査役が日本監査役協会に会員として登録すると共に、社外監査役も含め同協会の監査役研修会／講演会を適宜受講することとしており、監査役としてこれら研修会や講演会等を通して自己研鑽に努め、期待される役割・責務に係る理解を深めることとしております。
社外取締役・社外監査役につきましては、就任時、当社の事業・財務・組織等に関する知識を取得できるよう、各部署の担当者等より説明する機会を設けており、就任後も当社の戦略等についての理解を深められるよう、社長や監査役との意見交換会を設けております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに、経営企画室、総務人事部、管理部が連携して対応することとしており、これらの部門を担当する取締役が株主・投資家との対話の実現に目配りを行っております。
機関投資家との対話に関する取組みにつきましては管理部が担当し、国内外の機関投資家からの日常の問合せ対応のほか、経営戦略等の概略・進捗、業績や事業の状況等に関する説明会等を行っており、説明会には主に社長及び管理部を担当する取締役が出席しております。
個人株主との対話に関する取組みにつきましては、総務人事部が担当し、工場見学会やアンケートの実施をしております。また、株主総会の運営においても、重要な株主との対話の機会ととらえ、十分な質疑の時間を取るなどの対応を行っております。
上記の説明会やアンケート等で寄せられた質問や意見等は、適宜、各取締役に報告し、当社の今後の経営に活かしております。
情報管理につきましては、社則に「インサイダー取引規制規程」を定め、対話に関しての情報管理を徹底しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友商事株式会社	1,462,544	27.64
新日鐵住金株式会社	764,935	14.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	216,600	4.09
住友精密共栄会	124,400	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	116,300	2.20
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	93,316	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	63,800	1.20
山本一廣	62,000	1.17
株式会社三井住友銀行	54,300	1.03
山内正義	51,400	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

資本構成は、2019年3月31日時点の状況です。「大株主の状況」に記載の新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日付で日本製鉄株式会社へ商号変更しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川村群太郎	他の会社の出身者								△			
古田清和	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村群太郎	○	同氏は、2016年6月まで当社の取引先であるダイキン工業株式会社の取締役兼副社長執行役員でありました。	長年にわたりダイキン工業株式会社の取締役として培った豊富な経験、幅広い見識を基に、当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、当社の経営を監督していただくことによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくことで、当社の経営への貢献を期待できると判断し、同氏を社外取締役に選任しております。また、ダイキン工業株式会社は当社の取引先ではありますが、その取引高はいずれの連結売上高に対しても2%以下であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、十分な独立性が確保されているものと考えたため、同氏を独立役員として指定しております。

古田清和	○	―――	長年にわたり公認会計士として培った企業会計を始めとする会計全般に関する専門的知見を基に、当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、当社の経営を監督していただくことによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、当社の経営への貢献を期待できると判断し、同氏を社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、十分な独立性が確保されているものと考えたため、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の指名、報酬等に関して、社外取締役からの助言を聴取することで、その透明性と公正性をより一層確保するため、取締役会の諮問機関として「指名･報酬諮問委員会」を設置しております。委員会は、社長を含む社内取締役2名と社外取締役2名で構成し、委員長は社長としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査に関する計画の説明や結果の報告等を受けることを通じて、会計監査人と情報を共有し、監査遂行上必要な連携を図っております。また、コンプライアンス担当役員直属の内部監査室を設けるとともに、監査役との間でも相互に連携を密にし、監査の計画や結果についても情報共有する等、効率的な監査体制を構築･推進しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森　恵一	弁護士													
横尾幸信	他の会社の出身者									○	○			
三原秀章	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森　恵一	○	―――	弁護士の資格を有しており、法律の専門家として企業法務に精通し、コーポレートガバナンスに関する十分な見識を有しており、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献することが期待できると判断し、同氏を社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、十分な独立性が確保されているものと考えたため、同氏を独立役員として指定しております。
横尾幸信		同氏は、当社の主要株主（持株比率27.64%）である住友商事株式会社の輸送機・建機業務部参事であります。また、同社と当社の間では通常の商取引関係はありますが、同氏及び同社と当社との間に特別な利害関係はありません。	長年にわたり経理部門の業務に携わり、財務及び会計を始めとする豊富な経験、幅広い見識を有しており、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献することが期待できると判断し、同氏を社外監査役に選任しております。
三原秀章	○	―――	公認会計士として企業会計を始めとする会計全般に関する専門的知見を有しており、中立的かつ客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献することが期待できると判断し、同氏を社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、十分な独立性が確保されているものと考えたため、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では特段の施策を実施すべき状況と判断するに至っておりませんが、今後自社内の状況や他社の動きを見ながら施策について検討する可能性はあると思われます。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度に取締役に支払った報酬の総額は144百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成18年6月29日開催の第60期定時株主総会において「年額3億9千万円以内」とすることを決議しており、この範囲内において、経営内容、経済情勢等を考慮のうえ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポートについては、総務人事部が担当しており、取締役会の開催に際して、付議資料の事前配付を行うとともに、特に重要な案件については提案部門の担当取締役等関係者が事前説明を行うこととしております。また、社外監査役のサポートについては、取締役から独立した監査役室が担当しており、社内監査役との十分な連携の下に、会計監査人及び内部監査室とも定期的に会合を持ち、監査に関する情報及び意見の交換を行うとともに、監査役による監査の一環として取締役及び内部統制を担う各部門から必要な報告を受けております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
田岡良夫	特別顧問	対外活動に従事	非常勤・報酬有	2019/3/31	12月末まで(予定)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1名

その他の事項 更新

———

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営上の意思決定、執行及び監督に関しては、月1回以上開催される取締役会が重要事項を決定するとともに具体的業務の執行状況を監督する他、経営幹部による会議、各部門毎の検討会議などを適宜開催し十分に議論を加えるとともに、弁護士事務所から必要の都度、助言を受けるなど、適正かつ迅速に事業を推進する体制をとっております。なお、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を分け、取締役会の監督機能を十分に発揮し、また業務執行機能の強化をさらに図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。さらに、取締役の指名や報酬等の検討に当たり、透明性と公正性をより一層確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。
また、監査役が取締役会他の重要会議に出席し経営執行状況の的確な把握と監視に努めるとともに、監査役会を構成し、職務を補助する監査役室等を活用し、内部統制システムの整備状況についても監査を行っております。会計監査については、会計監査人と監査契約を締結し、通常の監査に加え、適宜、会計上必要な助言を受けております。
当社は、各社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会、監査役及び監査役会により適正な監督を図り、また独立性のある2名の社外取締役及び3名の社外監査役を選任していることから経営監視機能の客観性は確保できていると考えております。また、各社外役員が、業務執行者から独立した立場で、取締役会等において必要な発言、提言を行うことで、経営の監視自体も有効に作用していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	招集通知発送日の1週間程度前に招集通知を、株主総会後に議案ごとの賛否の票数を含めた議決権行使結果を、それぞれ当社ホームページに掲載することとしております。また、株主総会においては、目的事項の各項目をビジュアル化して示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半年毎の決算説明会を中心にIR活動に取り組んでおります。	あり
IR資料のホームページ掲載	アニュアルレポート他	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員、並びに、担当部署・担当者を定め、対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念並びに社員行動規範を定め、株主・取引先等のステークホルダーの尊重に関して、全社的な徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	CSR委員会の下にコンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会、環境管理委員会、人権・ダイバーシティ推進委員会、品質委員会、ＰＬ部門委員会、安全衛生委員会を置いた体制によりＣＳＲ活動を実施しております。 また、環境方針、エシックステストシート、内部通報窓口、緊急事態発生時の行動マニュアルをそれぞれ明記したカードを社内で配布する等、全社員の意識向上を図っております。
その他	経営課題の一つとして、ダイバーシティの推進に努めております。具体的施策としては、障害者の積極的な採用や女性の活躍推進に向けた制度等の整備を行っており、また外国人の採用にも力を入れております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会が子会社等も対象とする内部統制システム全般の構築･維持･向上の推進、運用状況の確認を行うものとし、社長が統轄するCSR委員会およびその下部に設けられたコンプライアンス委員会など各専門委員会が、その活動を支援する。また、法令等の遵守に関する事項を含めた企業理念を定めるとともに、企業理念に基づいた行動規範を定め、これらの遵守を図るため継続的に子会社等も含めて啓発･教育活動を行う。
今後も、適宜、関連規程や推進方法の見直しを行うとともに、具体的な取組みの徹底や適切なモニタリングを通じて、業務の的確性･有効性の維持向上に繋げることとする。

＜株式会社の業務の適正を確保する体制＞
1．取締役並びに使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令等の遵守に係る活動を促進するためコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
取締役会については取締役会規則に基づき適正な運営を確保するとともに、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に開催する臨時取締役会等により、取締役相互の意思疎通を図るとともにお互いの業務執行を監督する。
また、当社は監査役会設置会社であり、監査役会の定める監査の方針及び分担等に従って各監査役が取締役の職務執行について監査する。
各部署における業務執行については、組織･業務分掌･決裁基準等に関する規程を定め、権限及び責任の明確化を図るとともに、内部監査規程並びに財務報告に係る内部統制監査規程を定め、コンプライアンス担当役員直属の内部監査室が法令遵守状況及び業務の効率性並びに金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備･運用状況等の監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告することにより、業務全般の適正性及び財務報告の信頼性を確保することとする。
さらに、法令違反行為に関する内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の拡充を図り、経営の執行から独立した監査役室長を窓口として、通報･相談された内容を検討し必要と認めた場合には調査を行い適切な処置をとるとともに、通報者の保護に配慮する。
また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを一切排除することとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書規程、起案手続要領等に基づき、議事録等の記録類を作成し、必要な期間中、適切かつ確実に保存･管理することとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、業務執行に係るリスクとして以下の項目を認識の上、各項目に関わる専門委員会を設置し、各委員会での審議･活動内容に関する規程を定め各々のリスクの把握と軽減に努める。また、ＣＳＲ委員会が各専門委員会を統轄し、それぞれの活動内容を報告させリスク全般を横断的に管理する。さらに、万が一不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を最小限に止め一刻も早く収束するための体制をとることとする。なお、必要に応じ、管理体制の改訂･強化を図るとともに、顧問弁護士ほかの外部ブレーン招集等も行うこととする。
⑴ コンプライアンス
⑵ 情報セキュリティ
⑶ 環境、安全、人権
⑷ 品質、製造物責任
⑸ 自然災害　等

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規則に則った取締役会の開催･運営とともに、取締役会の決定に基づく業務執行については、通達にて、各執行役員の統轄業務分担を定める。また、職務執行の効率性を追求するため、事務章程にて社内分掌及び業務権限と責任を明確に定め、さらに、取締役会の重要事項付議基準通達によって運営の円滑化を図る。
また、経営会議規程に則った経営会議を毎月開催し、経営の基本方針並びに重要な経営課題の執行方針を協議するとともに、各部門ごとにも事業検討会議を設け充分な議論を重ねるなど、適正且つ迅速に業務を推進する体制をとる。

5．当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社等における業務の適正を確保するため、企業理念並びに行動規範は当社の子会社等にも適用することとする。ＣＳＲ委員会が統轄する各専門委員会の活動は子会社等も対象とし、その活動を通じて子会社等の損失の危険の管理、子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保も図ることとする。内部通報制度は子会社等の社員も利用可能とする。
また、子会社等の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、関係会社の管理に関する規程に従い、主管部あるいは統轄役員を定めて、当社への協議･報告制度により指導を行うとともに、実行面においても、年度計画策定時の審議会や子会社等との情報交換会等を通じて、当社の役員から経営方針の徹底等を図る。
さらに、子会社等に対し、当社から取締役･監査役を派遣し、また、内部監査を実施することにより、業務執行や業績を監督する。

＜監査役設置会社の体制に求められる事項＞
6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し当社の使用人から監査役補助者を任命する。今後、監査範囲や内容の変化に伴い、監査役より組織･人数の変更等の要請があった場合にも、意見交換を行い対処する。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑴ 監査役補助者の評価は監査役が行い、その人事異動等についても監査役の同意を得た上で決定する等、取締役からの独立性を確保する。
⑵ 監査役補助者は、業務執行からは独立させる。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 取締役は、会社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、遅滞なく監査役に報告する。また、取締役及び使用人並びに子会社等の取締役及び使用人はいつでも、監査役の求めに応じて業務の執行状況を報告する。なお、報告者はいかなる不利益な取扱いも受けないこととする。
前記にかかわらず、監査役は取締役会、ＣＳＲ委員会他の主要な会議に出席するとともに、報告書等を閲覧し、重要事項についての適切な情報収集に努める。また、取締役会の決議事項に関する情報は、監査役に事前に通知することとする。さらに、監査役は内部監査室と緊密な連携を保つことで、適宜、監査結果等について報告を受ける。

(2) 子会社等社員も対象とする内部通報制度を適切に運用することにより、法令違反等のコンプライアンス上の問題について、監査役へ適切な報告がなされる体制を確保する。なお、通報者はいかなる不利益な取扱いも受けないこととする。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 社長と監査役会との間で定期的に会合を持ち、会社の業績並びに課題・問題点などについて意見交換を行う。
(2) 会計監査人との間で定期的な意見交換会を持ち、監査の概況の報告を受ける。
(3) 監査役として監査の実効を向上させるために必要と判断される事項が生じた場合は、別途取締役等と調整を図る。
(4) 監査役は必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談・調査依頼等をすることができ、その費用は会社が負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、これを一切排除することとしております。
2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 反社会的勢力への対応について規定した、役員及び従業員の行動規範を、社員採用時の研修、その他教育研修などの機会を通じ、周知しております。
(2)「反社会的勢力との関係遮断及び被害防止に関する規程」を定め、これに基づき社内に統括部署及び統括責任者・渉外担当者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、監督官庁等との平素からの連携や、グループ内での情報提供など啓発活動に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
1．基本的な考え方
当社グループは、株主価値の拡大に取り組むとともに、経営の健全性や透明性を確保することを通して株主や取引先より高く評価され、社会からも信頼される企業を目指しております。
このため、経営上の意思決定、執行及び監督に関する内部統制、リスク管理などが適切に機能し続けるための施策を講じ、コーポレートガバナンスの実効性を十分に確保するとともに、重要な会社情報について、金融商品取引法、関連法令、証券取引所の定める適時開示規則等に従い、適時、適切な開示に努めることを、経営上の重要課題と位置付けております。これを従業員へ周知するため、行動規範において、インサイダー取引の禁止、適切な情報の管理について定めております。

2．社内体制
事業活動に伴い発生する会社情報の取扱に関しては、社内の情報管理基本規程、インサイダー取引規制規程等によって、十分な管理と適切な開示を必要とする重要事実を特定の上、各部門の情報管理総括責任者（部室長）を通して部門内での趣旨の徹底及び確実な管理を図るとともに、速やかに開示担当部門である総務人事部に伝達される体制としております。

決定事実、発生事実及び決算情報等の重要事実につきましては、開示担当部門である総務人事部が決算担当部門の管理部とともに、取締役、執行役員、監査役、情報管理総括責任者等との連携を保ちながら、洩れなく収集にあたるとともに開示の要否を検討し、必要な機関決定等を踏まえ正確かつ迅速に開示することに努めております。
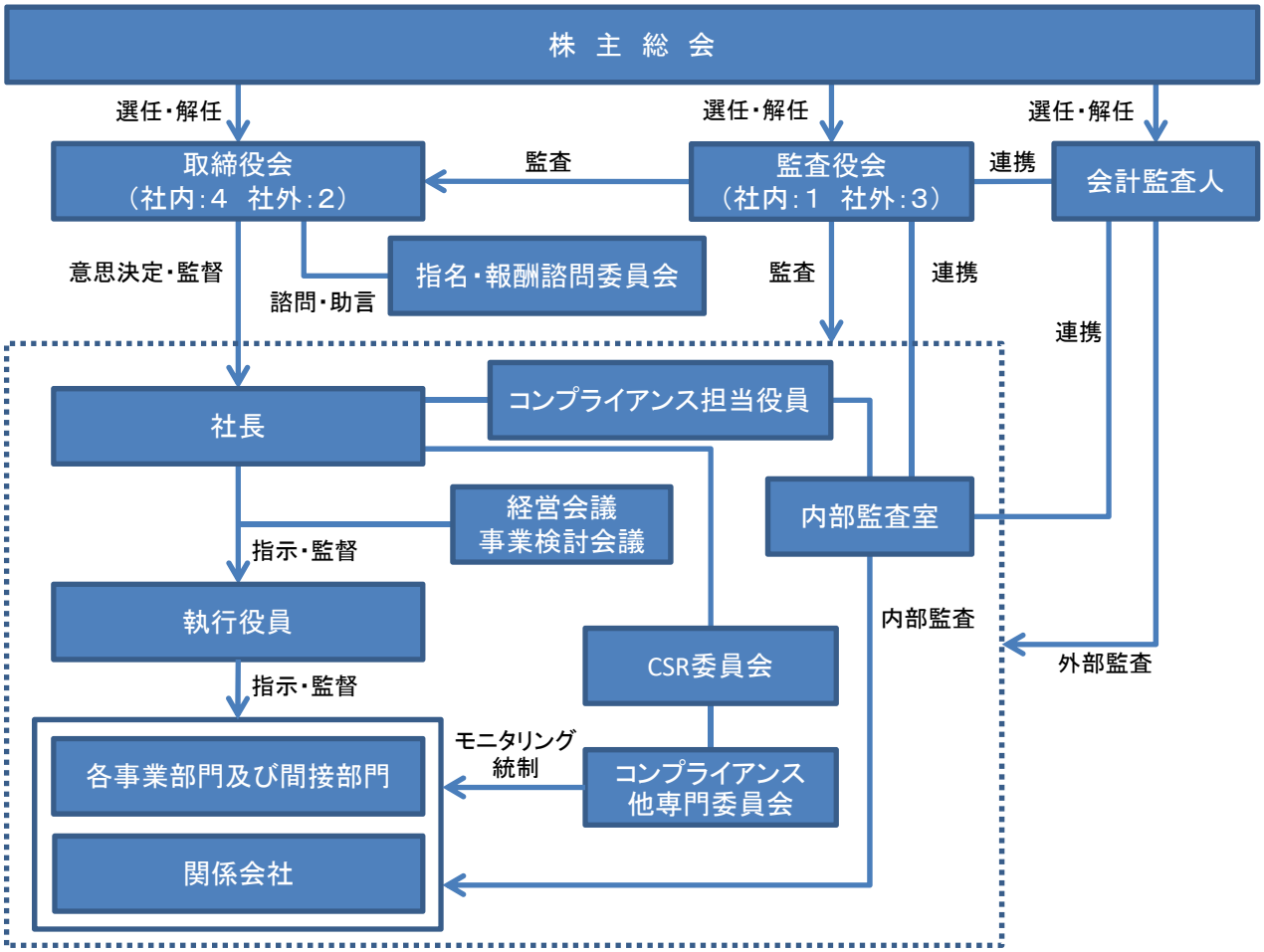
コーポレートガバナンス体制